

様式第1号（第3条関係）

審査基準整理票

処分名	有料公園施設の使用の許可		
根拠法令名	大津市都市公園条例	(条項)第7条第2項	
基準法令名	大津市都市公園条例	(条項)第7条第3項	
所管部署	都市計画部 公園緑地課 管理係 及び 指定管理者		
標準処理期間	即日	法定処理期間	一日

- 【審査基準】
- ・文書の名称【】
 - ・掲載図書等【】
 - ・内容 全部記載 一部・項目のみ記載

大津市都市公園条例第7条第3項各号に該当しないことを基準とし、同項第3号に規定する「その他有料公園施設の管理上支障があるとき」とは大津市都市公園条例第5条各号に掲げる事項を遵守しないおそれがあると認められるときをいう。

参考

【根拠法令】

○大津市都市公園条例
(有料公園施設)

第7条

2 有料公園施設を使用しようとする者は、市長(第13条の2の規定に基づき都市公園の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)が管理する有料公園施設(その目的以外に使用しようとする場合を除く。)にあっては、指定管理者。次項及び第4項並びに第5項において準用する第3条第2項及び第3項において同じ。)の許可を受けなければならない。

【基準法令】

○大津市都市公園条例
(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 指定された場所以外の場所でたき火をすること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所に車馬を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (9) 前各号のほか、都市公園の利用及び管理に支障がある行為をすること。

○大津市都市公園条例
(有料公園施設)
第7条

- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料公園施設の使用を許可しない。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 有料公園施設の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
 - (3) その他有料公園施設の管理上支障があるとき。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。